

大阪府では…



「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が一部改正されました。
～新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象に【2011年（平成23年）10月1日施行】～

一部改正の 主なポイント

- 大阪府では、差別につながる土地調査の事実を受け、条例の一部を改正しました。
- 個人調査を行う「興信所・探偵社業者」に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象にしました。 ※なお、土地調査行為そのものを制限するものではありません。

改正内容の説明

◆「土地調査等」について

定義

「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。」としています。

※この「土地調査等」は、

- ◆“本来の目的である営業行為に関連・付随して行われる土地調査”を指し、
- ◆“調査(報告)の対象となる土地及びその周辺地域に関する調査”的ことで、
- ◆本来の営業活動に関連して行われる土地調査が対象になります。

※事業者の行う「土地調査等」そのものを規制するものではありません。

※次の遵守事項に違反した場合に限って規制するものです。

◆遵守事項は次の二点です

- (1)調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- (2)同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

◆違反した者には勧告・事実の公表がなされます

- 「土地調査等」を行う者が遵守事項に違反した場合は、知事が、勧告や事実の公表をできることとしています。

～この条例の趣旨を十分ご理解いただき、差別のない全ての人の人権が尊重される社会を築いていきましょう。～



問合せ先

大阪府府民文化部人権室人権推進グループ

<http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/kojin10.html>

TEL 06-6210-9282

FAX 06-6210-9286